

下水道使用料の改定について

- 本資料は、令和7年12月に上下水道部で行った下水道事業の収益的収支に関するシミュレーション結果を元に作成しています。
- 令和6年度（2024年度）までの値は実績値を、また、令和7年度（2025年度）以降の値はシミュレーションによる推計値を記載しています。
- 四捨五入による数値表記を行っているため、加算又は減算している数値の一部に端数が一致しない項目があります。
- 本資料内の数値は、下水道（汚水）に係る数値のみを使用しており、下水道（雨水）に係る数値はあらかじめ除外して算出しています。また、特段の記載がない場合は、税抜き金額で表示しています。

（シミュレーション条件は次のとおり）

項目	計上内容
人口見通し	令和6年度末住民基本台帳人口を元に国立社会保障・人口問題研究所試算モデルに準拠し算定
今後の収入の見込み（経常収益）	
使用料収入	人口見通しを元に、基本使用料にあっては用途ごとの有収水量推計と合わせて調定件数を推計し、従量使用料にあっては、人口見通しを元に処理区域内人口及び水洗化人口を推計の上、水洗化人口一人当たりの有収水量及び総有収水量を推計し算定
他会計補助金	今後見込まれる企業債の元利償還金等を元に総務省が定める繰出金基準を元に算定
長期前受金戻入	取得済みの資産と今後取得予定の資産の減価償却に応じて算定
今後必要となる経費の見込み（経常費用）	
職員給与費	職員構成に大幅な増減はないと見込み過去5年間の決算値に基づく職員平均単価及び職員数により算定
動力費・修繕費・委託料	過去5年間の決算値に基づく平均値を基に物価上昇分を見込み算定
材料費	年度による大幅な増減はないと見込み、過去5年間の決算値に基づく平均値を算定
流域下水道維持管理負担金	R7～R9は覚書による確定値、R10以降は岩手県県土整備部下水環境課資料に基づき、今後の都南処理区の負担金の見通し額から、本市の過去5年間水量比により算定
減価償却費	取得済みの資産と今後取得予定の資産の減価償却費を算定
資産減耗費・その他	年度による大幅な増減はないと見込み、過去の実績に基づく平均値を算定
支払利息	借入済みの企業債及び新規に借入する企業債の利子分を算定





事業概要	本市の公共下水道事業の現況	3 ページ
収入と経費の見通し	今後の収入の見込み（経常収益） 4 ページ 今後必要となる経費の見込み（経常費用） 5 ページ 今後の収支の見込み（経常損益） 6 ページ	
検討事項	費用の回収状況 7 ページ 施設の老朽化の現状 8 ページ 災害等への対応力を高めるための資金の確保 9 ページ 滝沢市上下水道事業経営審議会における審議 10 ページ	
使用料改定	下水道使用料改定方針 11 ページ 基本水量制の廃止と基本使用料等の考え方 12 ページ 具体的な使用料率・体系 13 ページ 使用料改定後の各指標シミュレーション結果 14 ページ 使用料改定に係る参考事項 15 ページ	
今後の進め方	利用者へのお知らせや改定に向けた手続など 16 ページ 安定的で持続可能な事業経営に向けて 17 ページ	
参考資料	収益的収支推計結果（使用料改定をしない場合） 18 ページ 使用料改定による使用水量ごとの影響額一覧表 19 ページ	

2 本市の公共下水道事業の現況



本市における下水道事業

本市の公共下水道事業は、昭和40年代の急激な人口増加による都市化に対応するため、昭和53年に事業着手し、昭和58年に供用を開始しました。

整備面積：約806.4ha
管渠延長：約234.2km
(令和7年度末時点)

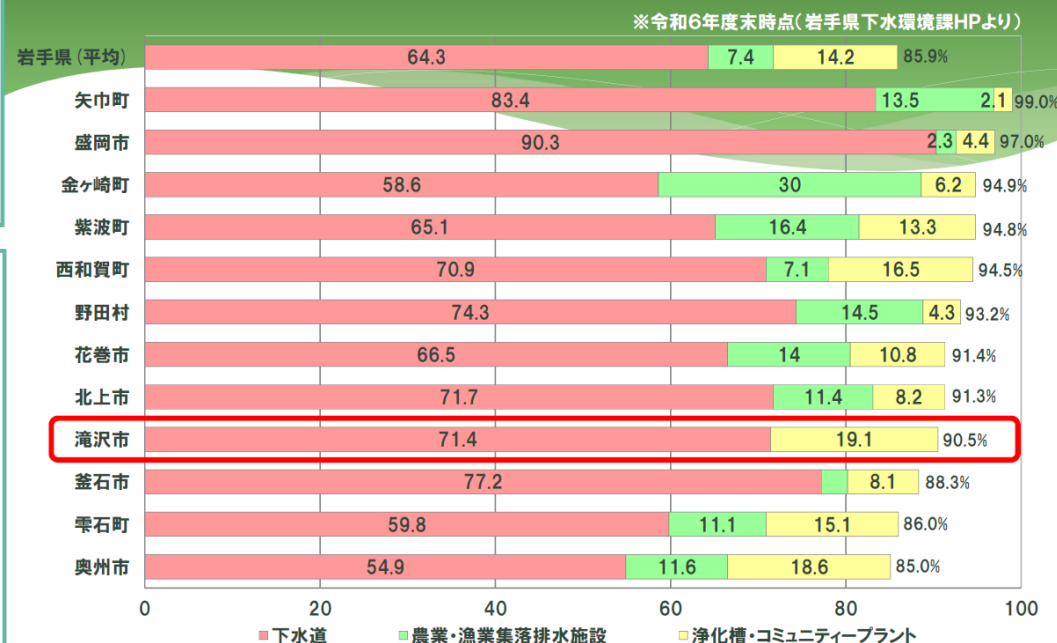
下水処理について

滝沢市の下水の処理は、流域下水道「都南浄化センター」で行われています。
流域下水道は、岩手県が実施主体であり、複数の市町の下水を処理しています。
処理に必要な維持管理負担金は排出量に応じて構成自治体が負担しています。

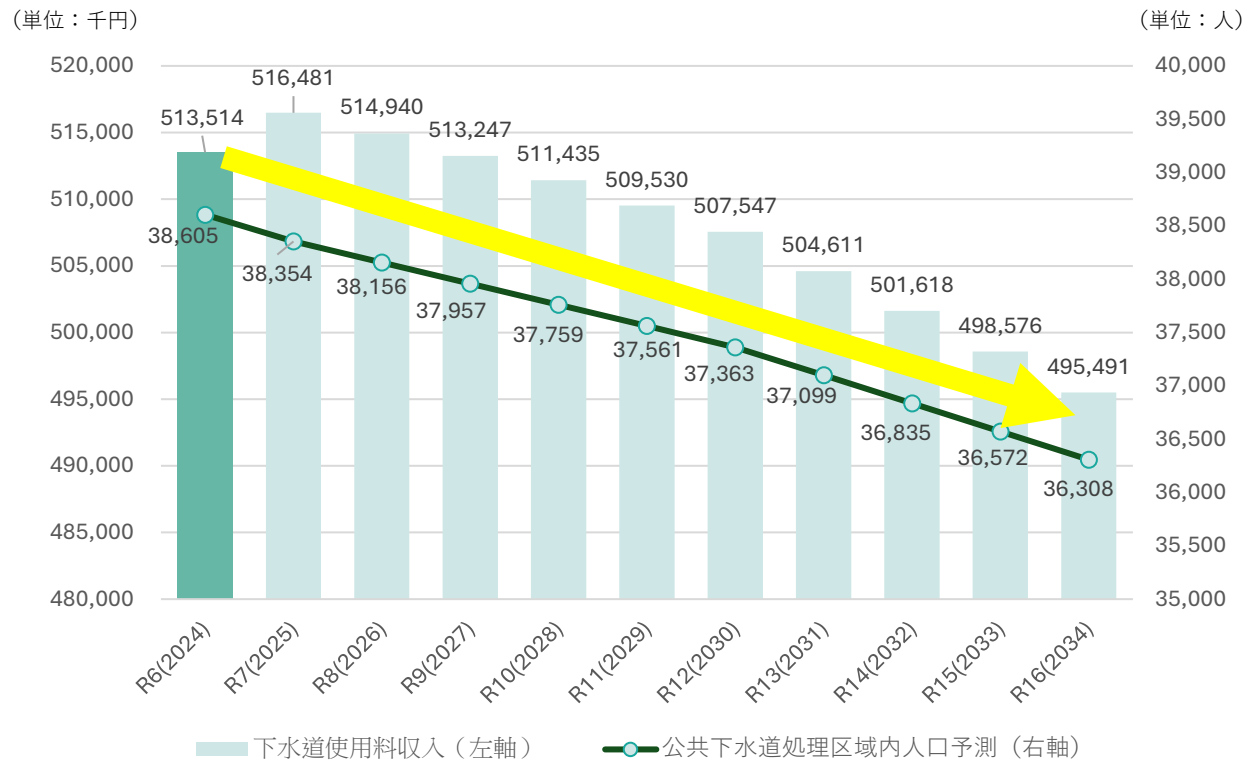
公共下水道事業の経営について

公共下水道事業は、地方公営企業法に基づき自治体が経営する企業として経営成績や財務状態を明らかにする必要があるため、会計制度は企業会計方式を採っています。
事業に必要な経費は経営に伴う収入をもって充てる「**独立採算制**」が原則となっています。

汚水処理人口普及状況



3 今後の収入の見込み（経常収益）



人口減少に伴い、
使用料収入は、今後
減少する見込みです。

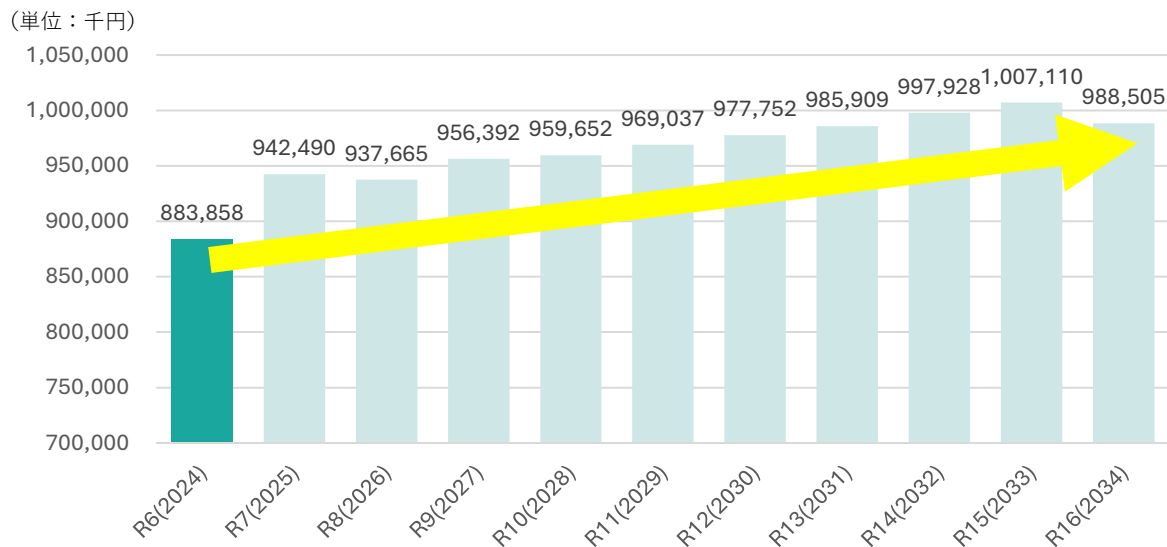
図：下水道使用料収入と公共下水道処理区域内人口

経常収益の見込み（令和6年度実績・令和7年度以降はシミュレーション値）

(単位：千円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
営業収益	514,333	516,481	514,940	513,247	511,435	509,530	507,547	504,611	501,618	498,576	495,491
使用料収入	513,514	516,481	514,940	513,247	511,435	509,530	507,547	504,611	501,618	498,576	495,491
その他	819	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外収益	492,756	460,733	457,602	460,486	460,805	463,621	461,512	460,366	456,394	445,686	422,928
他会計補助金	228,143	208,666	203,103	203,712	201,947	202,008	198,216	194,238	187,117	174,160	173,056
長期前受金戻入	256,135	252,067	254,499	256,774	258,858	261,613	263,296	266,128	269,277	271,526	249,872
その他	8,478	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益合計	1,007,089	977,214	972,542	973,733	972,240	973,150	969,058	964,976	958,011	944,261	918,419

4 今後必要となる経費の見込み（経常費用）



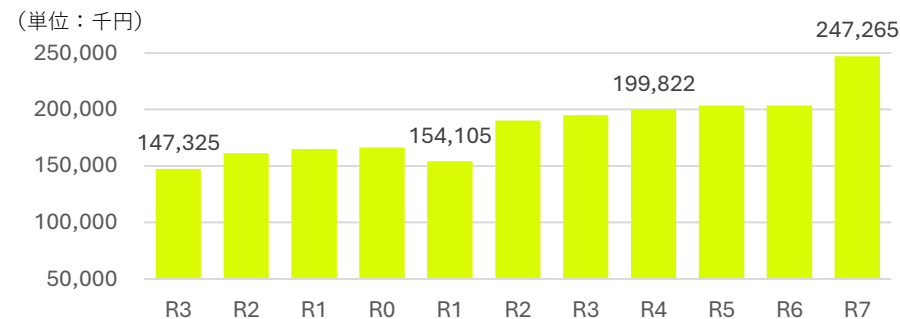
図：経常費用（営業費用＋営業外費用）の推移

経常費用は、今後も増加する見込みです。

経常費用の見込み（令和6年度実績・令和7年度以降はシミュレーション値）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
営業費用	824,290	887,136	882,176	898,747	900,825	908,738	915,502	920,793	930,110	936,345	914,549
職員人件費	16,122	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979
流域下水道維持管理負担金	203,529	247,265	236,781	246,130	241,499	241,710	242,237	239,908	240,737	244,183	244,647
減価償却費	506,987	509,214	513,957	520,380	526,273	533,143	538,530	545,282	552,884	554,770	531,588
その他経費	97,652	106,678	107,459	108,258	109,074	109,906	110,756	111,624	112,510	113,413	114,335
営業外費用	59,568	55,354	55,489	57,645	58,827	60,299	62,250	65,116	67,818	70,765	73,956
経常費用	883,858	942,490	937,665	956,392	959,652	969,037	977,752	985,909	997,928	1,007,110	988,505

特に「流域下水道維持管理負担金」が近年著しく増加しています。



図：流域下水道維持管理負担金の推移

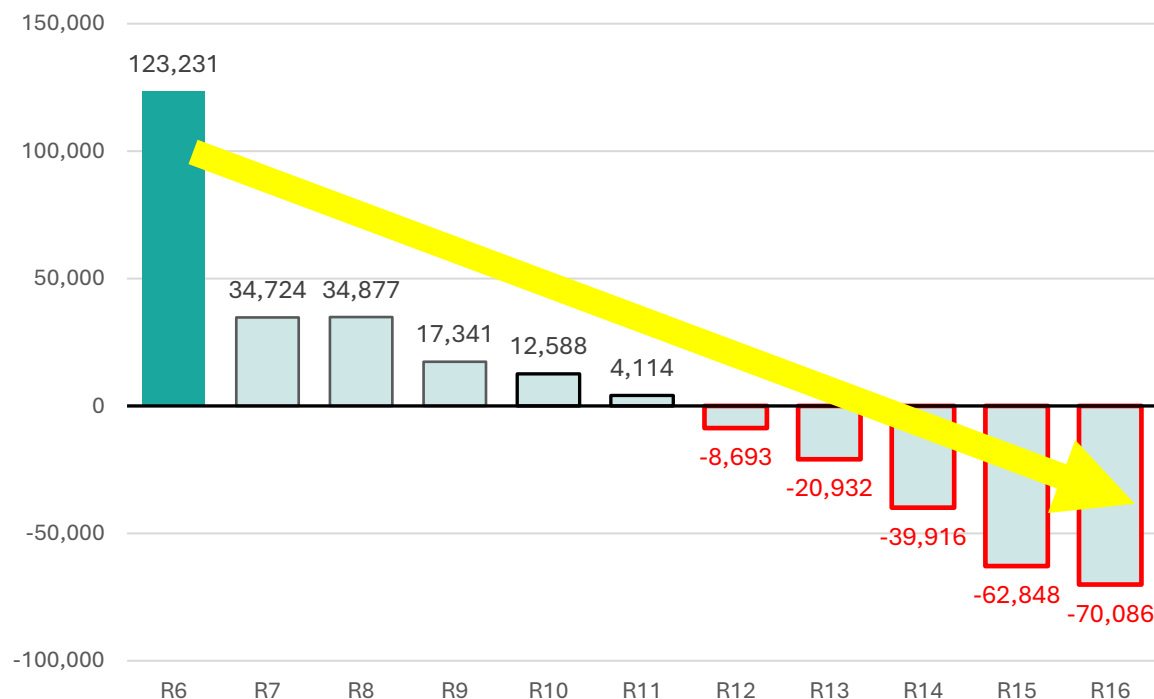
滝沢市のほか、盛岡市、雫石町、矢巾町の公共下水道からの下水を処理している都南浄化センターは、昭和55年から稼働しています。

今後も、施設の老朽化による修繕・更新費用のほか、電気料金等の燃料費、薬品等の高騰などの影響に伴う**維持管理負担金の増額が見込まれ、本市の下水道事業の経営にも多大な影響を及ぼすことが予測されます。**

5 今後の収支の見込み（経常損益）



（単位：千円）



現状のままでは、
令和12年度に
経常収支は赤字に
転落する見込みです。

図：経常損益（経常収益－経常費用）の推移

経常収支の見込み（令和6年度実績・令和7年度以降はシミュレーション値）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経常収益	1,007,089	977,214	972,542	973,733	972,240	973,150	969,058	964,976	958,011	944,261	918,419
営業収益	514,333	516,481	514,940	513,247	511,435	509,530	507,547	504,611	501,618	498,576	495,491
営業外収益	492,756	460,733	457,602	460,486	460,805	463,621	461,512	460,366	456,394	445,686	422,928
経常費用	883,858	942,490	937,665	956,392	959,652	969,037	977,752	985,909	997,928	1,007,110	988,505
営業費用	824,290	887,136	882,176	898,747	900,825	908,738	915,502	920,793	930,110	936,345	914,549
営業外費用	59,568	55,354	55,489	57,645	58,827	60,299	62,250	65,116	67,818	70,765	73,956
経常損益	123,231	34,724	34,877	17,341	12,588	4,114	-8,693	-20,932	-39,916	-62,848	-70,086

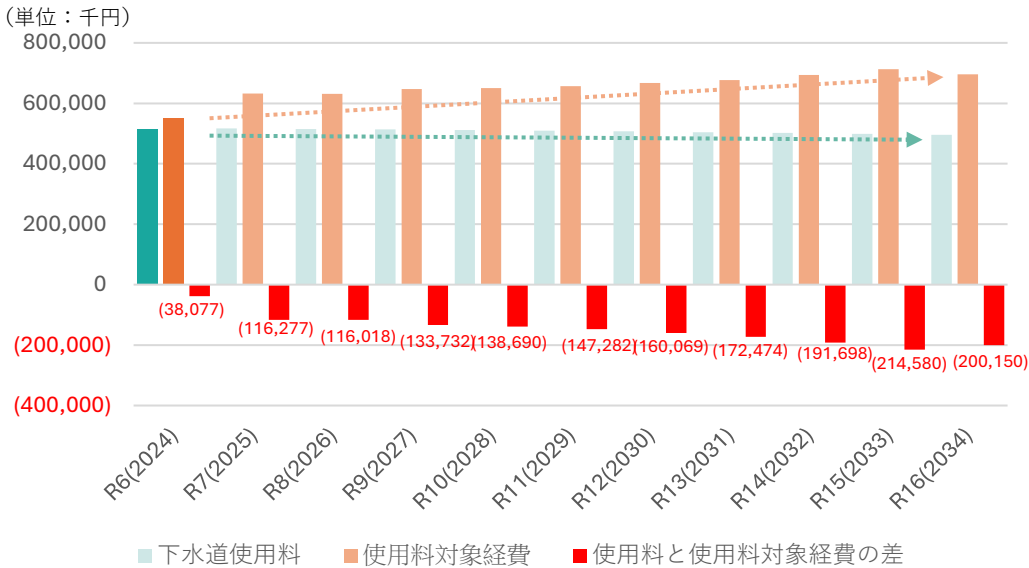


(1) 使用料対象経費に対する使用料収入の割合

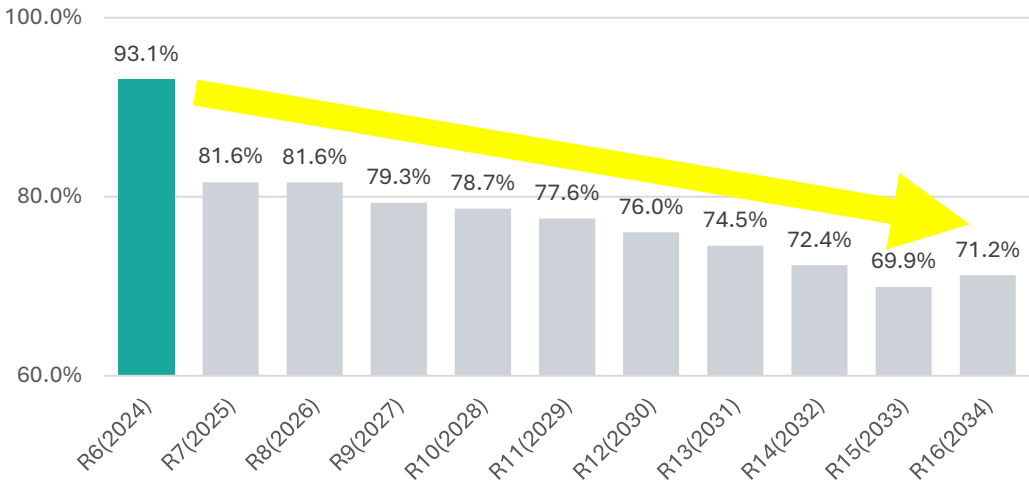
独立採算で運営することが原則とされている下水道事業について、経常費用のうち、使用料の対象とすべき費用のみを抽出し、使用料収入と比べた場合、令和6年度時点において、使用料対象経費の全ては賄えていません。

さらに、今後も使用料対象経費に対する使用料収入の割合は、減少する見込みとなっています。

仮に、今回の使用料見直しの対象期間としている令和9年度から令和12年度の4年間の使用料対象経費の全てを使用料で賄うための使用料改定を行う場合は、大幅な改定（平均改定率28.4%増）が必要となります。



図：下水道使用料収入と使用料対象経費の比較



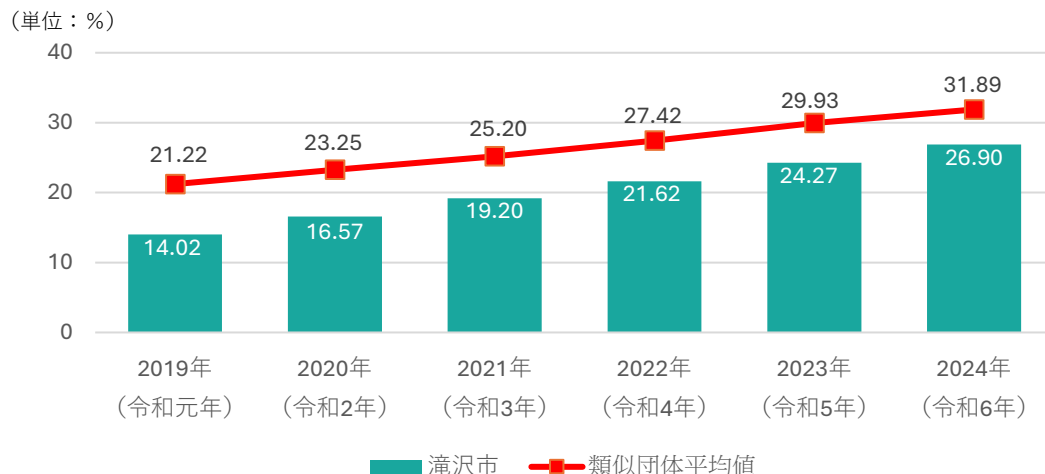
図：使用料対象経費に対する使用料収入割合

計算例：令和9年度から令和12年度まで
使用料収入：2,041,759千円／使用料対象経費：2,621,532千円
全て使用料収入で賄うためには28.4%増となる使用料改定が必要

経費の回収状況について（令和6年度実績・令和7年度以降はシミュレーション値）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水道使用料収入	513,514	516,481	514,940	513,247	511,435	509,530	507,547	504,611	501,618	498,576	495,491
使用料対象経費	551,591	632,758	630,958	646,979	650,125	656,812	667,616	677,085	693,316	713,156	695,641
使用料と使用料対象経費の差	-38,077	-116,277	-116,018	-133,732	-138,690	-147,282	-160,069	-172,474	-191,698	-214,580	-200,150
使用料対象経費に対する使用料収入割合	93.1%	81.6%	81.6%	79.3%	78.7%	77.6%	76.0%	74.5%	72.4%	69.9%	71.2%

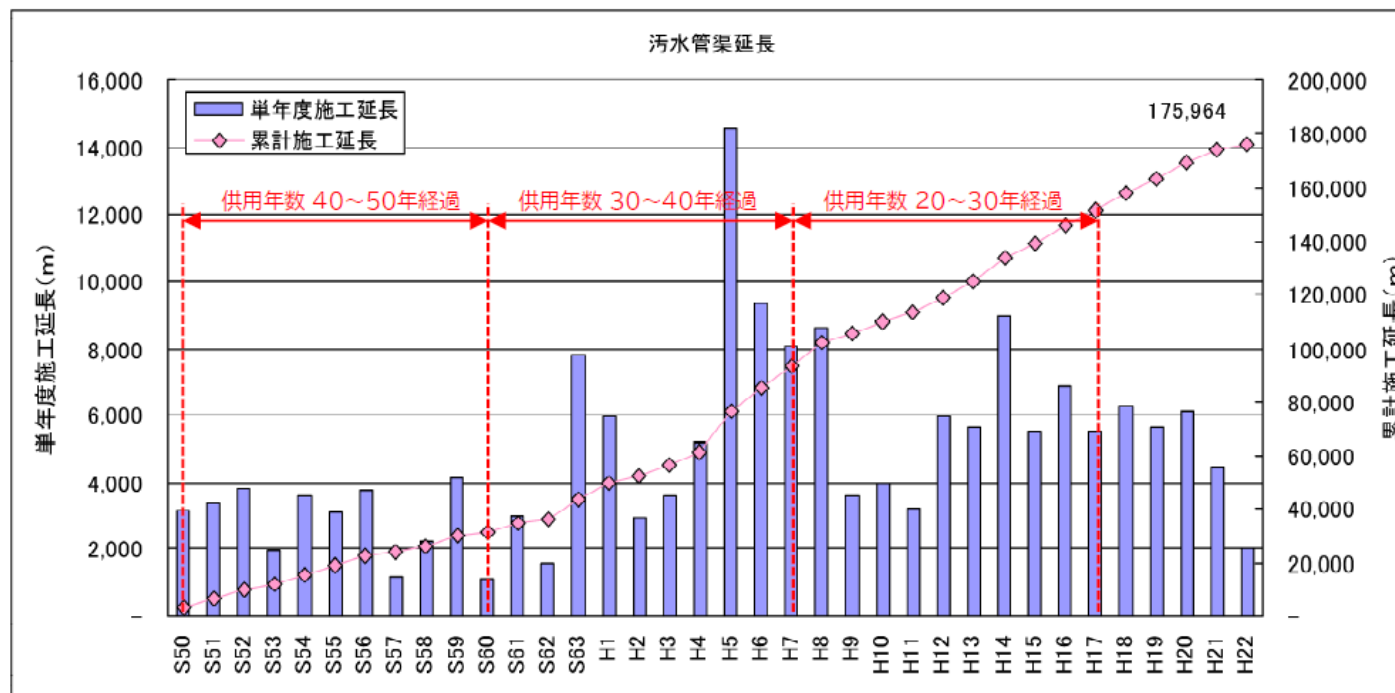
7 施設の老朽化の現状



図：有形固定資産減価償却率（決算値）

※有形固定資産減価償却率...保有する有形固定資産がどの程度老朽化しているかを示す指標
 計算式：有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100

多くの公共下水道施設を有していることから、老朽化による維持管理や更新経費の増加は今後も避けられない状況です。



図：経過年数別布設延長の推移（長寿命化計画から抜粋）

今後、管渠の健全性が低下し、2070年頃に改築・更新のピークを迎えることが想定されます。

管渠の標準耐用年数（50年）を過ぎても現在の経営状況では全ての管渠を対象とした、改築・更新を行うことは困難な状況です。

人口減少を見込んだ事業範囲の見直しや、適切な維持管理及び計画的な改築・更新を実施し、持続可能な下水道事業経営を進める必要があるほか、昨今の維持管理の増加に加え、**長期的には改築・更新需要に対応した適正な使用料体系の構築が必要な状況となっています。**

8 災害等への対応力を高めるための資金の確保

(1) 災害時における下水道施設の代替性

令和6年能登半島地震は、公共下水道施設に甚大かつ広域的な被害を与えました。公共下水道施設が被災した場合、トイレなどの生活排水が使用できなくなるほか、下水道管の陥没等による交通障害が発生するなど、市民の生活や社会活動に重大な影響を及ぼします。

特に公共下水道施設は、**災害時に同等の機能を代替する手段がないことから、耐震化などの対策も同時に進めていく必要があります。**



(出典)：国土交通省ホームページ

(2) 災害等への対応力を高めるための資金確保

大規模災害発生時においても継続的に事業を行うためには、想定されるリスクへの対応が可能となるよう一定程度の資金余力が必要です。

大規模災害時の事業の継続的な運営

本市に大規模災害が発生した場合、下水道使用料収入が見込めない可能性があります。一方、収入が見込めない場合でも事業を継続的に運営する必要があります。

- ・使用料収入（R3～R6平均）
約5.2億円／年当たり
- ・借入金の返済額（R3～R6平均）
約3.2億円／年当たり

復旧に向けた費用の発生

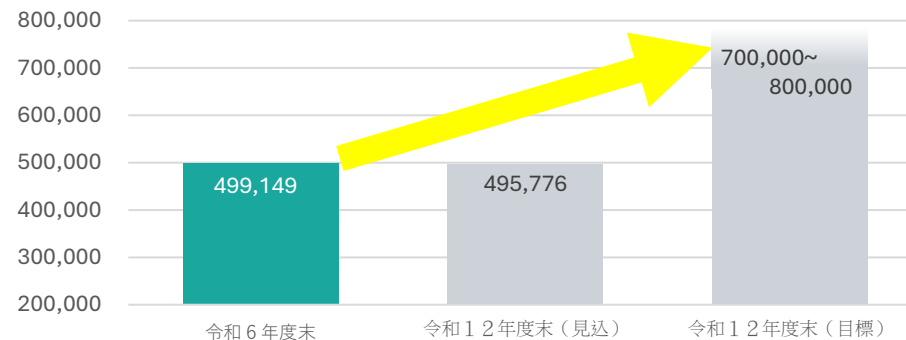
災害時には被災した管渠の改修費など復旧に向けた新たな費用の発生が見込まれます。

他自治体における地震災害時の管渠被災率（1～2％）を参考に、本市の管渠被災延長を2～4kmと想定した場合の改修費約2～4億円

(3) 目標とする資金残高

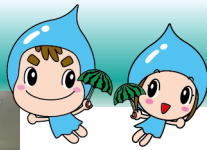
今回の使用料見直しの算定期間である令和9年度から令和12年度の間に、上記(2)で検討した、大規模災害発生時における事業の継続的な運営及び復旧に向けた新規費用に対応可能となる資金残高の確保を目指し、**次回見直しの時期である令和12年度末までに7億円から8億円の資金（現預金）残高を確保する必要があると考えています。**

(単位：千円)



図：下水道事業の現預金残高

9 滝沢市上下水道事業経営審議会における審議



(1) 検討の経緯

本市の下水道事業の経営状況を踏まえ、市長は、令和7年10月27日付け滝沢市上下水道事業経営審議会に対して下水道使用料の改定について検討するよう諮問しました。

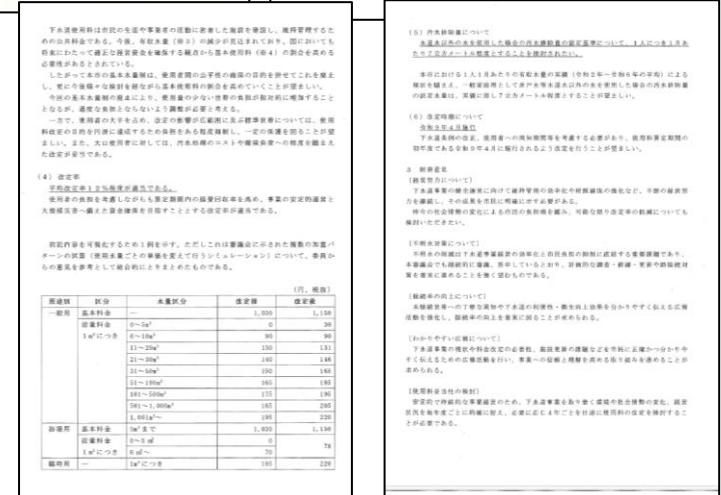
同審議会では、4回にわたる検討の結果、令和8年3月17日付け「**下水道使用料の改定は必要である**」という答申を市長に提出しています。

(2) 検討内容

- 令和7年10月27日
市長諮問（下水道使用料の改定について）
- 令和7年12月16日
下水道使用料の改定について（必要性や改定方針について検討）
- 令和8年1月28日
下水道使用料の改定について（料率の改定について4パターンから検討）
- 令和8年3月17日
下水道使用料の改定について（答申案について検討）

(3) 答申のポイント

- 下水道使用料の在り方
安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、下水道使用料の改定は必要であると考える。
- 下水道使用料を改定する場合の算定期間
令和9年度から令和12年度までの4年間
- 使用料体系／基本水量制は廃止することが適当である。
- 使用料改定率／平均改定率12%程度が適当である。
- 改定時期／令和9年4月施行
- 附帯意見／経営努力、不明水対策、接続率向上、わかりやすい広報、使用料妥当性の検討に関する附帯意見





(1) 下水道使用料の改定の必要性について

厳しい収支見通し、施設の老朽化の状況、大規模災害への対応、受益者負担の原則及び公営企業会計の独立採算の原則の観点を踏まえ、**下水道使用料の改定は不可避であり、必要であると判断します。**

(2) 今回の下水道使用料の改定が目指すところ

経営基盤の安定化

本市では、おおむね4年ごとに使用料見直しの検討を行うこととしていることから、**次回見直しの時期（令和12年度）までの4年間に必要となる収入の確保に向け、経費回収率を高め、経営基盤の安定化を図ります。**

大規模災害への備え

大規模災害発生時における事業の継続的な運営及び復旧に向けた費用に対応可能となる資金残高の確保を目指し、**次回見直しの時期である令和12年度末までに7億円から8億円の資金残高を確保します。**

今回の使用料改定に係る算定期間を令和9年度から令和12年度までの4年間とし、その間の**使用料対象経費の回収率を高め、経営基盤の安定化を図るとともに、大規模災害への対応が可能な資金残高を確保できる使用料改定を目指す。**

(3) 下水道使用料改定の方針案

- ① **平均改定率12%増の改定を実施し、使用料算定期間（R9～R12年度）中の安定的な事業運営を期す。**
- ② **改定期日を令和9年4月1日とする。**
- ③ **基本水量制は廃止する。**
- ④ **今後も使用料等の妥当性を見直しを4年ごとに実施**

今回の改定で令和9年度～令和12年度までの経営基盤の**安定**を図る。

改定を踏まえた滝沢市下水道事業経営戦略の策定（計画期間：R9～R18）

次回見直し（令和12年度予定）時には、経営基盤の**強化**を見据えた検討を実施

1 1 基本水量制の廃止と基本使用料等の考え方



(1) 基本水量制の廃止について

基本水量制とは、基本使用料に一定の水量を付与することで一定水量の使用を促進し、公衆衛生の向上・生活環境の改善を目的に全国的に導入されてきた制度で、本市ではこれまで1か月当たり5 m³までを基本使用料の枠内に含め算定しています。

国では、少子高齢化による単身世帯の増加や、節水機器の普及・機能向上、節水意識の高まりなどにより、基本水量に満たない世帯も増加していることから廃止の検討が必要であるとしており、市上下水道経営審議会においても「基本水量制は廃止すべき」旨の答申が提出されています。

そのため市では、**従量制へ移行となる0 m³～5 m³までの新たな使用料率への一定の配慮を行いつつ、基本水量制を廃止**する予定としています。

「基本水量制は、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題もあることから、漸進的に解消させていくことが望ましい。」

(出典：国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書)

(2) 基本使用料に係る検討

現在「基本使用料分：従量使用料分＝40：60」となっている本市の使用料体系ごとの収入割合について、事業運営に必要な経費の安定的な確保に向け、**国では基本使用料の割合を高めることが必要であるとしています。**

本市においては、基本使用料算定に当たっての基礎となる経費（使用水量の多寡にかかわらず必要となる「利用者数に対応して増減する経費〔検針経費、調定事務経費等〕」及び「施設規模に応じて固定的に必要な経費〔資本費、電力料金の基本料金等〕」）は、使用料対象経費の約97%を占めています。仮にその全てを基本使用料分で賄おうとすると、基本使用料が極めて高額になることが想定されます。

今回の見直しでは、現行の使用料体系により一定の必要額が確保されていること、恒常的赤字がないことなどから、**基本使用料の大幅な改定や、使用量ごとの段階の抜本的な見直しは実施せず、平均改定率に準じた基本使用料の改定と使用量ごとの単価の調整による見直しを実施します。**

「将来の有収水量減少に備えるためには、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を、漸進的に高めていく必要がある。」

(出典：国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書)

(3) 污水排除量（下水道に排出される污水の量）について

水道水以外の水を使用しながら下水道に接続している利用者に対しては、市下水道条例及び市下水道条例施行規程に基づき、現在、1人当たり5 m³/月を污水排除量として認定し、下水道使用料を算出しています。

この污水排除量について、利用者間の負担公平性の観点から、全国的な使用水量や本市における有収水量などを考慮し、今回の下水道使用料の改定が実施された場合、1人当たり7 m³/月へと変更する予定としています。（別途、下水道条例施行規程を一部改正）

厚生労働省調査

家庭内での1人1日使用水量約230ℓ
(約7.13 m³/人・月)

滝沢市における1人1日当たり有収水量
(全使用者・令和2～6年度)
約7.5～7.7 m³/人・月

滝沢市における1人1日当たり有収水量
(0～50 m³使用世帯・令和2～6年度)
約6.7～6.8 m³/人・月

1 2 具体的な使用料率・体系



(1) 使用料率等の改定案について

表：下水道使用料改定案

用途別	区分	水量区分	改定前(円) 《カッコ内は税込み》	改定後(円) 《カッコ内は税込み》
一般用	基本使用料		1,030(1,133.0)	1,150(1,265.0)
	従量使用料 (1m ³ につき)	0～5m ³	0	30(33.0)
		6～10m ³	90(99.0)	90(99.0)
		11～20m ³	130(143.0)	131(144.1)
		21～30m ³	140(154.0)	146(160.6)
		31～50m ³	150(165.0)	165(181.5)
		51～100m ³	165(181.5)	185(203.5)
		101～500m ³	175(192.5)	195(214.5)
		501～1,000m ³	185(203.5)	205(225.5)
浴場用	基本使用料		1,030(1,133.0)	1,150(1,265.0)
	従量使用料 (1m ³ につき)	0～5m ³	0	78(85.8)
		6m ³ ～	70(77.0)	
臨時用		1m ³ につき	195(214.5)	220(242.0)

改定案のポイント

- **基本使用料を1,150円に増額**
- **基本水量制を廃止**し、これまで基本使用料に含まれていた0～5m³の従量使用料を**30円**(1m³当たり)と設定
- 6～10m³は**据置き**、11～20m³は**1円の増**(1m³当たり)、21～30m³は**6円の増**(1m³当たり)とし、対象者が多い区分(全体の73.8%)に対しても上昇率を抑える一定の配慮を行う。
- 31m³以上の大口使用者には**段階的な負担増**を設定

表：使用水量別下水道使用料（令和6年度）

使用水量 区分 (m ³)	件数 (件)	使用水量 (m ³)	使用料 (円、税抜)
0 - 5	34,748	97,971	34,986,610
6 - 10	37,223	297,792	48,481,880
11 - 20	71,229	1,099,232	155,789,000
21 - 30	38,920	959,714	133,595,800
31 - 50	14,600	534,588	75,543,750
51 - 100	1,904	120,266	17,824,435
101 - 200	593	84,601	13,531,425
201 - 500	384	113,741	19,026,785
501 - 1,000	55	38,852	6,798,770
1,001 - 5,000	32	43,497	7,935,675
5,001 - 10,000	0	0	0
10,001以上	0	0	0
合計	199,688	3,390,254	513,514,130

(2) 改定による影響額（税込み）

表：改定による影響試算表

汚水量	10m ³ /月	20m ³ /月	30m ³ /月	500m ³ /月	1,000m ³ /月
現行使用料	1,628円	3,058円	4,598円	93,973円	195,723円
改定後使用料	1,925円 (297円/18.2%増)	3,366円 (308円/10.1%増)	4,972円 (374円/8.1%増)	104,577円 (10,604円/11.3%増)	217,327円 (21,604円/11.0%増)

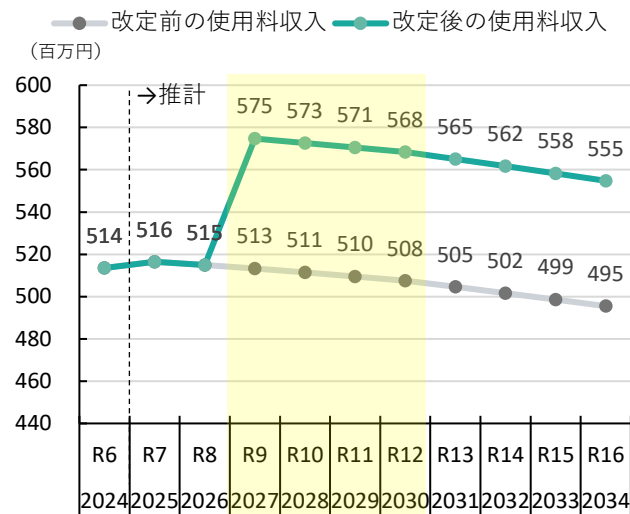
※使用水量ごとの影響額一覧は19ページに掲載

【計算例（改定後20m³（税込み）の場合）： 1,265円 + (5m³×33円) + (5m³×99円) + (10m³×144.1円) = 3,366円】
 《基本使用料》 《0～5m³区分》 《6～10m³区分》 《11～20m³区分》

1 3 使用料改定後の各指標シミュレーション結果



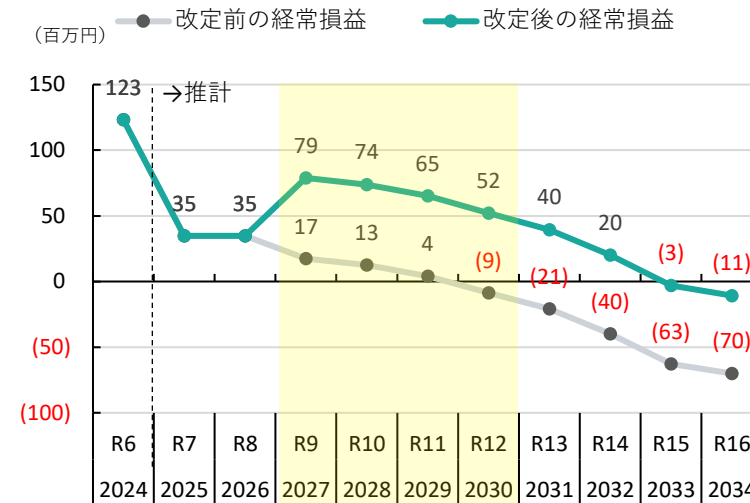
(1) 使用料収入の比較



年当たり
約6千万円
の収入の増
加が見込ま
れます。

図：使用料収入の見込み（使用料改定前及び改定後）

(2) 経常損益の比較

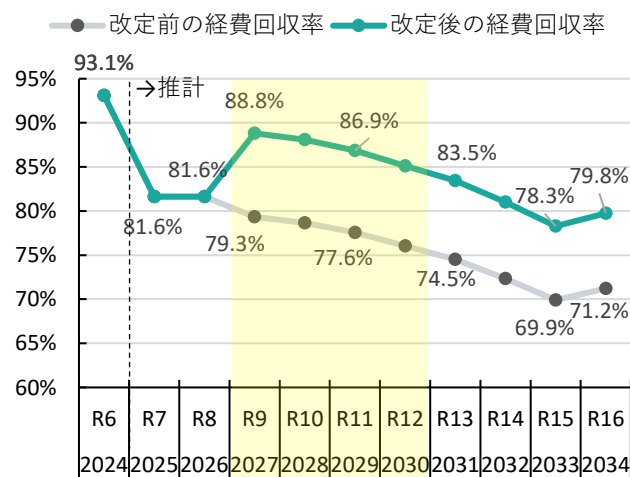


※グラフ中の黄色に着色された期間は今回の使用料改定の算定対象期間です。

収支は改善し、
算定期間中の
経常損益は黒
字を保つ見込
みです。

図：経常損益の見込み（使用料改定前及び改定後）

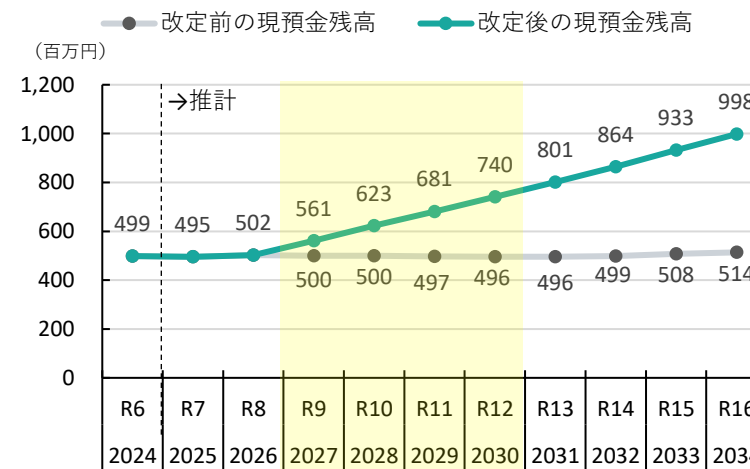
(3) 経費回収率の比較



経費回収率
は増加する
ものの、使
用料算定対
象経費全て
を賄う状況
には至りま
せん。

図：経費回収率の見込み（使用料改定前及び改定後）

(4) 現預金残高の比較



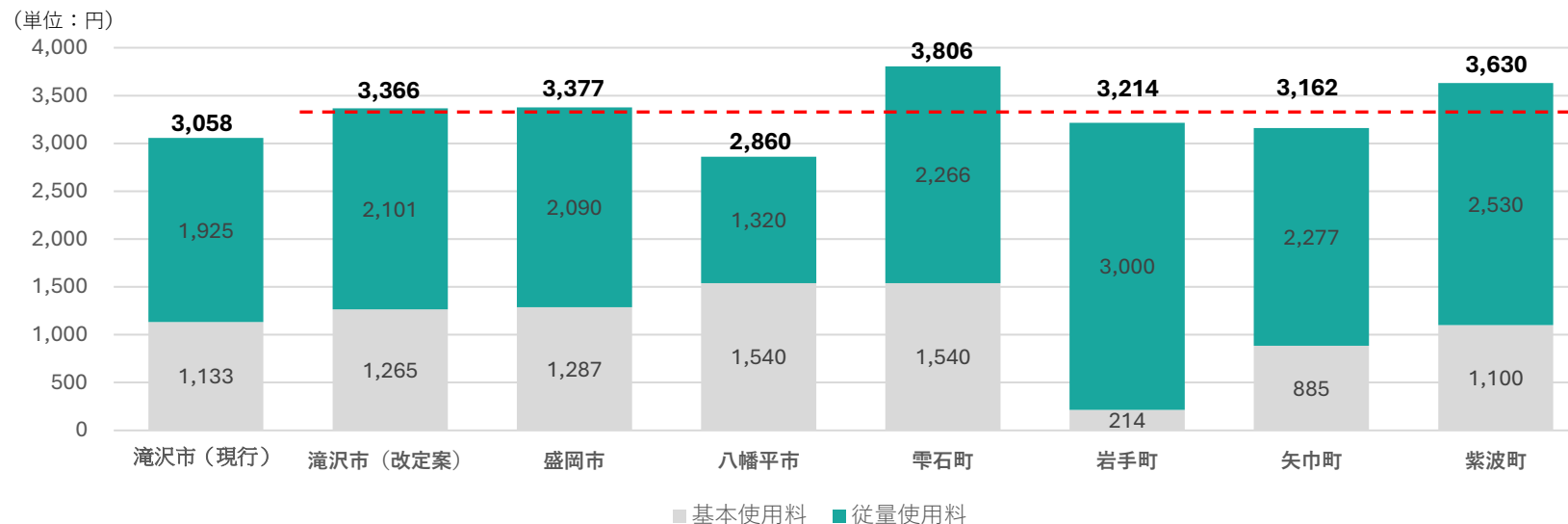
次回見直し時
期（R12）ま
では目標と
する7～8億
円の現預金
残高を確保
できる見込
みです。

図：現預金残高の見込み（使用料改定前及び改定後）

1 4 使用料改定に係る参考事項



(1) 近隣自治体の状況



改定後の滝沢市を含む
近隣自治体平均使用料
3,345円

盛岡市と同程度
の使用料となり、
近隣市町の中
でも平均的な金額
になります。

図：近隣自治体との使用料比較（（20m³／1か月）【税込み】）

【基本水量制度実施状況】（実施していない自治体）盛岡市、岩手町、矢巾町及び紫波町／（実施している自治体）八幡平市（10m³まで）及び雫石町（6m³まで）

(2) 本市における近年の使用料改定

市ではこれまでも社会経済情勢の変化等を踏まえ、使用料の改定を実施しています。

平成22年6月

基本水量を
10m³から5m³
へ変更

平成24年10月

料率改定
【20m³の場合】
改正前
2,310円
改正後
2,814円

平成26年4月

消費税法の一部改
正（5%→8%）
【20m³の場合】
改正前
2,814円
改正後
2,901円

平成30年4月

料率改定
【20m³の場合】
改正前
2,901円
改正後
3,002円

令和元年10月

消費税法の一部改
正（8%→10%）
【20m³の場合】
改正前
3,002円
改正後
3,058円

直近の10年間の
使用料上昇率は、
消費税増税分も含
め、5.4%となっ
ています。



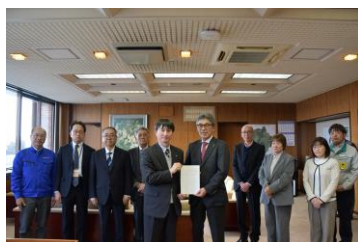
下水道事業の現況や使用料見直しの内容などについて利用者等へお知らせ

滝沢市下水道条例の改正

下水道使用料改定の内容について利用者等へお知らせ

経営審議会における調査・検討

令和7年度中に4回にわたって行われた審議会における調査・検討及び答申の内容について、市ホームページに資料と共にてん末を公開しています。



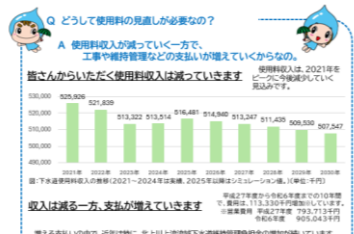
市ホームページでのお知らせ

下水道事業の現況や使用料見直しの内容などについて、グラフや写真を用いながら説明している資料を市HPへ掲載しています。



上下水道広報誌「ちゃぐ水だより」

ちゃぐ水だより7月1日号で特集を組み、下水道事業の現況や使用料見直しの内容について広報を行っています。



市議会へ条例改正案を提出

令和8年滝沢市議会定例会9月会議に下水道使用料改定のために必要となる滝沢市下水道条例（昭和58年滝沢村条例第1号）の改正議案を提出する予定としています。

条例改正案が可決された場合は、以下の方法で利用者等へお知らせする予定です。

市ホームページ及び広報たきざわ

改定の内容（料率の変更、基本水量制の廃止、影響額など）について、市ホームページへの掲載（令和8年10月以降）のほか、広報たきざわの紙面（令和8年12月又は令和9年1月を予定）でお知らせします。

上下水道広報誌「ちゃぐ水だより」

ちゃぐ水だより12月1日号で特集を組み、下水道使用料の改定の内容についてお知らせします。

利用者への文書通知

下水道利用者へ個別に使用料改定のお知らせを送付します。（令和8年12月頃を予定）

リーフレット配付など

下水道使用料改定に係るリーフレットを作成し広く配布するとともに、自治会長研修会など多くの市民が集まる会議などで、下水道使用料の改定に関する説明を行います。



① 使用料妥当性の検討（4年おきに見直し）

② 経営の効率化、合理化

③ 接続率向上、不明水対策の推進

④ 経営の透明性の確保

⑤ 広域化の推進

今後も経営環境の変化を捉えながら、安定的で持続可能な事業経営のため様々な取組を進めていきます。

17（参考）収益的収支推計結果（使用料改定をしない場合）

実績← →推計											
(単位：千円)											
	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)
営業収益	514,333	516,481	514,940	513,247	511,435	509,530	507,547	504,611	501,618	498,576	495,491
使用料収入【A】	513,514	516,481	514,940	513,247	511,435	509,530	507,547	504,611	501,618	498,576	495,491
その他	819	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外収益	492,756	460,733	457,602	460,486	460,805	463,621	461,512	460,366	456,394	445,686	422,928
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金【B】	228,143	208,666	203,103	203,712	201,947	202,008	198,216	194,238	187,117	174,160	173,056
長期前受金戻入	256,135	252,067	254,499	256,774	258,858	261,613	263,296	266,128	269,277	271,526	249,872
国費【C】	106,146	103,018	105,544	108,029	110,205	112,993	114,896	117,874	121,023	123,573	123,825
都道府県補助金	12,966	12,963	12,963	12,963	12,963	12,963	12,963	12,963	12,963	12,963	12,963
工事負担金	20,037	19,431	19,337	19,127	19,035	19,002	18,782	18,636	18,636	18,335	18,211
受贈	116,986	116,655	116,655	116,655	116,655	116,655	116,655	116,655	116,655	116,655	94,873
他会計繰入金・寄付・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8,478	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益合計	1,007,089	977,214	972,542	973,733	972,240	973,150	969,058	964,976	958,011	944,261	918,419
総収益合計	1,007,089	977,214	972,542	973,733	972,240	973,150	969,058	964,976	958,011	944,261	918,419
営業費用	824,290	887,136	882,176	898,747	900,825	908,738	915,502	920,793	930,110	936,345	914,549
職員給与費	16,122	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979
動力費	8,736	8,400	8,576	8,756	8,940	9,128	9,320	9,516	9,716	9,920	10,128
修繕費	2,425	8,858	9,044	9,234	9,429	9,627	9,830	10,037	10,248	10,462	10,682
材料費及び薬品費	0	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
委託料	19,844	19,961	20,380	20,809	21,246	21,692	22,147	22,612	23,087	23,572	24,066
流域下水道維持管理負担金	203,529	247,265	236,781	246,130	241,499	241,710	242,237	239,908	240,737	244,183	244,647
減価償却費	506,987	509,214	513,957	520,380	526,273	533,143	538,530	545,282	552,884	554,770	531,588
資産減耗費	6,756	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279
その他	59,891	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121
営業外費用	59,568	55,354	55,489	57,645	58,827	60,299	62,250	65,116	67,818	70,765	73,956
支払利息	59,564	55,354	55,489	57,645	58,827	60,299	62,250	65,116	67,818	70,765	73,956
その他	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常費用合計	883,858	942,490	937,665	956,392	959,652	969,037	977,752	985,909	997,928	1,007,110	988,505
総費用合計【D】	883,858	942,490	937,665	956,392	959,652	969,037	977,752	985,909	997,928	1,007,110	988,505
	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)
3条経常損益	123,231	34,724	34,877	17,341	12,588	4,114	-8,693	-20,932	-39,916	-62,848	-70,086
他会計補助のうち流域下水道の建設に要する経費【E】	2,022	1,952	1,940	2,328	2,625	2,776	2,976	3,288	3,528	3,779	4,017
汚水処理に要する費用のうち公費負担分【F】＝B＋C－E	332,267	309,732	306,707	309,413	309,527	312,225	310,136	308,824	304,612	293,954	292,864
使用料対象経費【G】＝D－F	551,591	632,758	630,958	646,979	650,125	656,812	667,616	677,085	693,316	713,156	695,641
使用料と使用料対象経費の差　G－A	-38,077	-116,277	-116,018	-133,732	-138,690	-147,282	-160,069	-172,474	-191,698	-214,580	-200,150
使用料対象経費に対する使用料収入割合　A÷G（％）	93.1%	81.6%	81.6%	79.3%	78.7%	77.6%	76.0%	74.5%	72.4%	69.9%	71.2%
(参考)汚水処理費…経常費用から対象経費（水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、長期前受金戻入分）を控除し算出	726,640	802,831	796,969	811,841	813,571	820,114	826,828	832,320	841,167	847,775	828,894

18 (参考) 使用料改定による使用水量ごとの影響額一覧表

使用料改定案

■平均改定率12%(税抜き換算で、5㎡まで30円設定、10㎡まで据置き、20㎡まで1円上げ、30㎡まで6円上げ、31㎡以上は15～25円上げ)
 ■基本水量制を廃止

使用水量 (㎡)	現行 使用料 (円:税込)	改定後 使用料 (円:税込)	差額 (円)	改定率
0	1,133	1,265	132	11.7%
1	1,133	1,298	165	14.6%
2	1,133	1,331	198	17.5%
3	1,133	1,364	231	20.4%
4	1,133	1,397	264	23.3%
5	1,133	1,430	297	26.2%
6	1,232	1,529	297	24.1%
7	1,331	1,628	297	22.3%
8	1,430	1,727	297	20.8%
9	1,529	1,826	297	19.4%
10	1,628	1,925	297	18.2%
11	1,771	2,069	298	16.8%
12	1,914	2,213	299	15.6%
13	2,057	2,357	300	14.6%
14	2,200	2,501	301	13.7%
15	2,343	2,646	303	12.9%
16	2,486	2,790	304	12.2%
17	2,629	2,934	305	11.6%
18	2,772	3,078	306	11.0%
19	2,915	3,222	307	10.5%
20	3,058	3,366	308	10.1%
21	3,212	3,527	315	9.8%
22	3,366	3,687	321	9.5%
23	3,520	3,848	328	9.3%
24	3,674	4,008	334	9.1%
25	3,828	4,169	341	8.9%
26	3,982	4,330	348	8.7%
27	4,136	4,490	354	8.6%
28	4,290	4,651	361	8.4%
29	4,444	4,811	367	8.3%
30	4,598	4,972	374	8.1%

使用水量 (㎡)	現行 使用料 (円:税込)	改定後 使用料 (円:税込)	差額 (円)	改定率
31	4,763	5,154	391	8.2%
32	4,928	5,335	407	8.3%
33	5,093	5,517	424	8.3%
34	5,258	5,698	440	8.4%
35	5,423	5,880	457	8.4%
36	5,588	6,061	473	8.5%
37	5,753	6,243	490	8.5%
38	5,918	6,424	506	8.6%
39	6,083	6,606	523	8.6%
40	6,248	6,787	539	8.6%
41	6,413	6,969	556	8.7%
42	6,578	7,150	572	8.7%
43	6,743	7,332	589	8.7%
44	6,908	7,513	605	8.8%
45	7,073	7,695	622	8.8%
46	7,238	7,876	638	8.8%
47	7,403	8,058	655	8.8%
48	7,568	8,239	671	8.9%
49	7,733	8,421	687	8.9%
50	7,898	8,602	704	8.9%
100	16,973	18,777	1,804	10.6%
200	36,223	40,227	4,004	11.1%
500	93,973	104,577	10,604	11.3%
1,000	195,723	217,327	21,604	11.0%
1,500	302,973	338,327	35,354	11.7%